報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年３月26日
中国四国管区行政評価局

精神障害者保健福祉手帳の郵送による申請・交付について

－行政改善推進会議の意見を踏まえ、厚生労働省や県市町村に情報収集結果を提供－

総務省中国四国管区行政評価局は、「精神障害者保健福祉手帳の更新手続を、郵送など、窓口に出向かない方法で行えるようにしてほしい。」との行政相談を受け、中国地方における同手帳の郵送による申請・交付の実施状況やその周知状況について情報収集を行い、民間有識者を構成員とする「行政改善推進会議」（座長：片木晴彦広島大学名誉教授）に付議しました。

その結果、精神障害の特性などにより、精神障害者保健福祉手帳の郵送による申請・交付を希望する方もいることから、厚生労働省及び中国地方の５県・107市町村に対し、郵送による申請・交付の許容やその周知について検討する際の参考として、この情報収集結果を提供しました。

※　厚生労働省は、郵送申請・交付を都道府県の判断で行うことは差し支えないとの見解

○ 情報収集結果は、別添のとおりです。
また、中国四国管区行政評価局ホームページにも掲載しています。
https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku.html

二次元コード



総務省行政相談センター
まくみみ広島

【連絡先】
首席行政相談官　福井 康博
電　　話：082-228-6174
E-mail：cgk32@soumu.go.jp

精神障害者保健福祉手帳の郵送による申請・交付について（情報収集結果）

背景

行政相談
精神障害者保健福祉手帳の更新手続を、郵送など、窓口に出向かない方法で行えるようにしてほしい。

精神障害者支援団体の意見
高齢等により外出が困難な方もいるため、郵送申請・交付はありがたい。認めている場合は、その旨を周知してほしい。

制度
厚生労働省は、郵送申請・交付を都道府県の判断で行うことは差し支えないとの見解

主な情報収集結果

郵送申請・交付の実施について

○　郵送申請を認めている市町村は約8割、郵送交付を認めている市町村は約6割

【認めていない市町村】
申請時の介助の必要性や補正手続、手帳の誤送付や郵送コストの増大を懸念

【認めている市町村】
申請者の負担軽減と利便性向上のため

郵送申請・交付の周知について

○　郵送申請・交付を認めている市町村のうちホームページで郵送申請を周知している市町村は1割未満、郵送交付の周知は約5割

【周知していない市町村】
郵送申請を周知すると申請件数が急増し、現在の職員体制では対応できないことを懸念

【周知している市町村】
周知前後で郵送申請件数が急増しておらず、事務負担の変化なし

特徴的な事例

○　郵送申請を認めている旨をホームページで周知
○　郵送による申請を推奨
○　申請者に送付する手帳の交付決定通知書に、「窓口での交付」又は「郵送による交付」を選択できるよう記載

本資料は、中国四国管区行政評価局ホームページに掲載しています。
（https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku.html）
二次元コードはこちら　⇒

1 きっかけ

中国四国管区行政評価局管内の行政相談センターきくみみに、「精神障害者保健福祉手帳の更新手続を、郵送など、窓口に出向かない方法で行えるようにしてほしい。」、との行政相談が寄せられたことをきっかけに、精神障害者保健福祉手帳の申請・交付手続の方法を把握

行政相談の内容

私は、精神障害者保健福祉手帳を所持しているが、更新手続のために、保健所に出向くことが苦痛である。また、平日に保健所に出向くことを依頼できる代理人もいない。

そのため、郵送など、窓口に出向かずに更新手続を行えるようにしてほしい。

※ 中国地方以外にも同様の行政相談あり

当事者(関係団体)の声

精神障害者を支援する団体から、精神障害者保健福祉手帳の郵送申請・交付を認めてほしい、認めている場合は分かりやすく周知してほしいとの意見が聞かれた。

郵送申請・交付を認めてほしい！

○ 申請のために、精神障害者の息子自身又は代理人として高齢の私が、窓口まで出向く必要があると思っていたが、郵送でも可能であれば大変助かる。

○ 本人が外出することが困難で、家族にも頼ることができない場合の手続方法があれば良い。

○ 精神障害者本人が高齢となった、あるいは親などの支援者が高齢となり十分に支援できず、手帳の有効期間を過ぎても更新していない方がいる。そのような方にとって、郵送申請・交付は助かると思う。

分かりやすく周知してほしい！

○ ホームページに掲載するなど、分かりやすく広報してほしい。

○ 市町村はホームページでの周知のほかリーフレットなどへの掲載をしてほしい。



2 制度・背景①

精神障害者保健福祉手帳とは

精神障害者保健福祉手帳は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づき、一定の精神障害の状態にあることを認定された場合に交付され、状態に応じて3区分に分けられる。手帳を取得した者は、自立を図るため、各種支援施策を受けることができる。

なお、手帳交付後は2年毎に更新が必要とされている。



精神障害者保健福祉手帳の例
(注)島根県広報チラシから抜粋

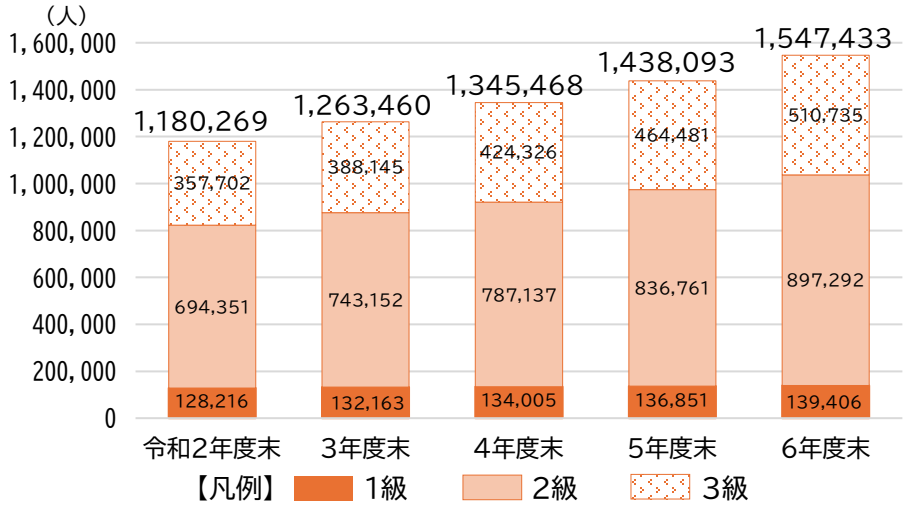
等級の区分と状態

等級	精神障害の状態
1級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(注)厚生労働省ホームページに基づき作成

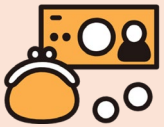
手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向、令和6年度末は2年度末に比べ約1.3倍に増加



(注)厚生労働省の資料に基づき作成

手帳取得により受けられるサービス(主なもの)



税金の控除・減免

○所得税、住民税、相続税等の控除、減免



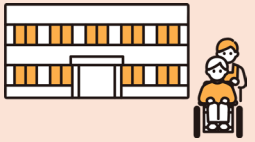
公共料金の割引

○携帯電話基本使用料、NHK放送受信料等の割引



公共交通機関等の割引

○バス、旅客船等の公共交通機関の割引



その他支援施策

○日常生活用具の給付・貸与、自立支援医療、各種手当等

(注)広島県ホームページを参考に整理

2 制度・背景②

精神障害者保健福祉手帳の申請・交付の流れ



（注）当局が調査した市の場合の手帳の申請・交付の流れをイメージで作成した。市町村により、流れは若干異なる場合がある。また、政令市については都道府県に進達せず、市において手帳の交付の判断をすることとなっている。

厚生労働省の見解

精神障害者保健福祉手帳の実施要領についての疑義照会について（平成7年9月12日付け厚生省保健医療局精神保健課長通知）【抜粋】

手帳の申請関係

（問） 手帳の申請書を申請者の負担において郵送で提出することは差し支えないか。

（答） 都道府県の自主的判断により、そのような形態による受け付けを行うことも差し支えない。

手帳の交付関係

（問） 手帳の交付を郵送（書留）としてよいか。受領者に本人確認の手法について、実施要領第二の5（2）（注）に記載する方法に代えて、申請書の「申請書を提出した者」又は「申請者（精神障害者本人）」に対して郵送することとして良いか。
条件：本人の希望＋郵送希望先を本人に書かせる＋郵便料金の本人負担

（答） 都道府県の自主的判断により、そのような形態による交付を行うことも差し支えない。

（注）「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」第二の5（2）では、交付決定通知書との引換えにより手帳の交付をすることとされている。

厚生労働省に上記の疑義照会について確認したところ、現在でも見解は変わっていないとの回答

3 情報収集結果①

分かったこと

1 【県】中国5県における市町村への助言等

○ 実態として、郵送申請・交付を認めるか否かは、市町村の判断に委ねている。

○ 「手帳の郵送申請・交付について、市町村によっては体制的な面から認めることが難しいところもあるため、国が強制や推奨をすることは望ましくなく、あくまで個々の市町村の判断に任せるべき」との意見あり



2 【市町村】郵送申請の実施状況

中国地方の市町村では、郵送申請を認めている市町村は約8割、認めていない市町村は約2割

郵送申請を認めている市町村の意見等

・ 手帳の申請者の中には、遠方の方、入院中の方、精神疾患の特性として外出が難しい方などがおり、郵送申請は申請者の負担軽減と利便性向上につながる。



郵送を認めていない市町村の意見等

・ 申請書を一人で記載することが難しく、窓口で職員による直接の説明や手助けが必要なケースが多い。郵送申請だと手助けができない。

・ 申請書類に不備がある場合、郵送だと補正のためのやりとりに手間と時間がかかり事務負担が増える。

3 【市町村】郵送交付の実施状況

中国地方の市町村では、郵送交付を認めている市町村は約6割、認めていない市町村は約4割

郵送交付を認めている市町村の意見等

・ 郵送での交付を希望する場合、所定の金額の切手を貼った返信用封筒等、交付に必要な書類を送付する旨を交付決定通知書で案内することにより、郵送交付を実施

・ 精神疾患の特性上、精神的にも体力的にも外出や窓口での手続が難しい方への配慮として、郵送交付を認めている。

郵送交付を認めていない市町村の意見等

・ 手帳は身分証明書であり、郵送する場合は、①郵便物の紛失・誤送付のリスクや、②簡易書留・特定記録郵便など郵送料の負担の問題がある。

・ 郵送の場合、手帳所持により受けられるサービスを説明しづらい。

3 情報収集結果②

分かったこと

4 郵送申請・交付の周知状況

中国地方の市町村では、郵送申請の周知を行っている市町村は1割未満、郵送交付の周知については約5割

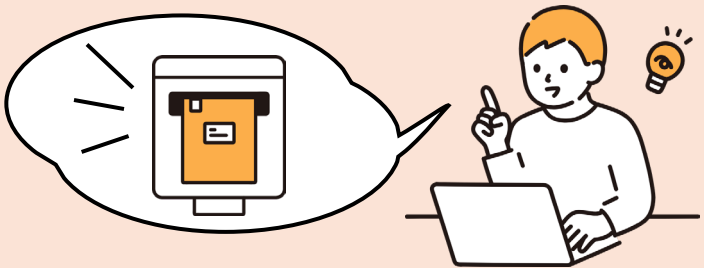
郵送申請・交付を周知している市町村の意見等

・【申請】ホームページで郵送申請の周知を始めたが、ホームページ周知前後で、郵送申請の件数は急増しておらず事務負担に変化はない。郵送申請は全体の1割未満程度

・【交付】交付決定通知書の様式において、窓口での交付方法に加えて、郵送による交付方法を示している。
（P10事例③参照）

今後周知予定の市町村の声

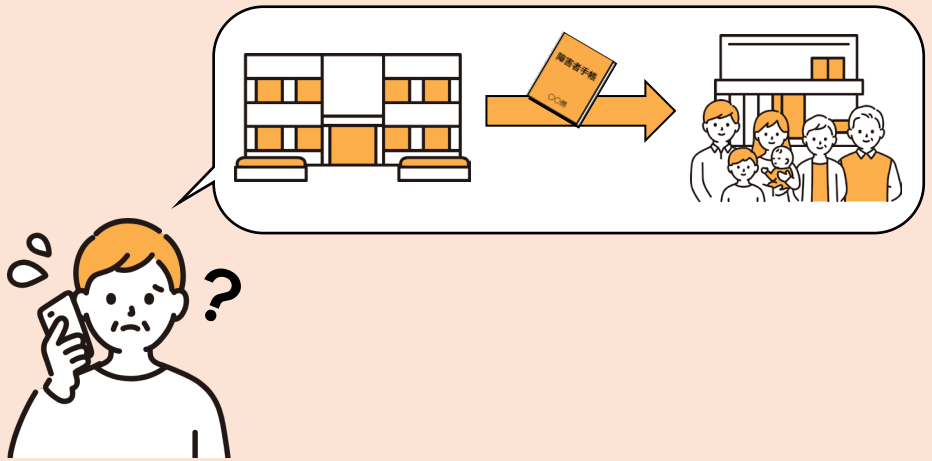
手帳と同時に申請を行うことが可能な自立支援医療費(精神通院医療)についても郵送申請を認め、ホームページで周知している。自立支援医療費の申請は手帳と比べ件数が3.5倍ほど多いが、ホームページで周知しても事務に支障はないため、今後は、手帳の郵送申請についてもホームページで周知予定



郵送申請・交付を周知していない市町村の意見等

・【申請】ホームページで郵送申請について周知した場合、郵送申請の件数が急増し、それに伴う事務負担の増大により、現在の職員体制では申請書類の補正対応ができなくなるおそれがある。

・【申請・交付】基本的には窓口申請・交付をしてもらいたいと考えている。電話で相談があり、外出が難しい場合に郵送申請を受け付けているため、積極的に周知はしていない。



4 行政改善推進会議への付議結果

中国四国管区行政評価局は、調査結果を踏まえどのように対応すべきかについて、民間有識者に意見を求めるため、令和8年2月10日、行政改善推進会議※を開催

※ 行政相談を端緒として、行政の制度・運営に係るものの改善について、民間有識者の意見を聴取し、国民的立場に立った行政の改善を効果的に推進するため設置

会議のとりまとめ意見

県及び市町村の自主的な判断を前提としつつ、申請の窓口となる市町村において、精神障害者保健福祉手帳の、特に更新申請・交付における郵送の許容や、それに係るホームページ等での周知を促すため、次のとおり対応すること。

① 県及び市町村から、「事務負担が増加する」、「市町村の判断に任せるべき」との意見があることについて、郵送申請・交付を認めホームページ等でも周知している例や、郵送申請・交付が業務効率化につながるという例を示し、市町村が自主的に取り組むための判断材料となるよう、県及び市町村に情報提供を行うこと。

② 郵送申請・交付を認めていないこと、ホームページ等で周知していないことは地域的な課題ではなく、全国的な課題と考えられることから、中国地方の県及び市町村だけでなく、厚生労働省にも情報提供を行うこと。

＜その他の主な意見＞

- 新規申請時は、どのような手続であるか分からない申請者も多いと考えられ、窓口申請としていることも理解できる。しかし、更新申請については、市町村職員との関係も築けており、手続内容を理解しているため、郵送を認めてもよいのではないか。
- 郵送交付を認めていない市町村は、郵送料の負担も理由に挙げているが、厚生労働省の通知（申請者の負担で郵送することは差し支えない）を知らないためではないか。
- 周知については、高齢者などはインターネットを十分に使いこなせない方もいるので、ホームページ以外の方法も考えた方がよい。

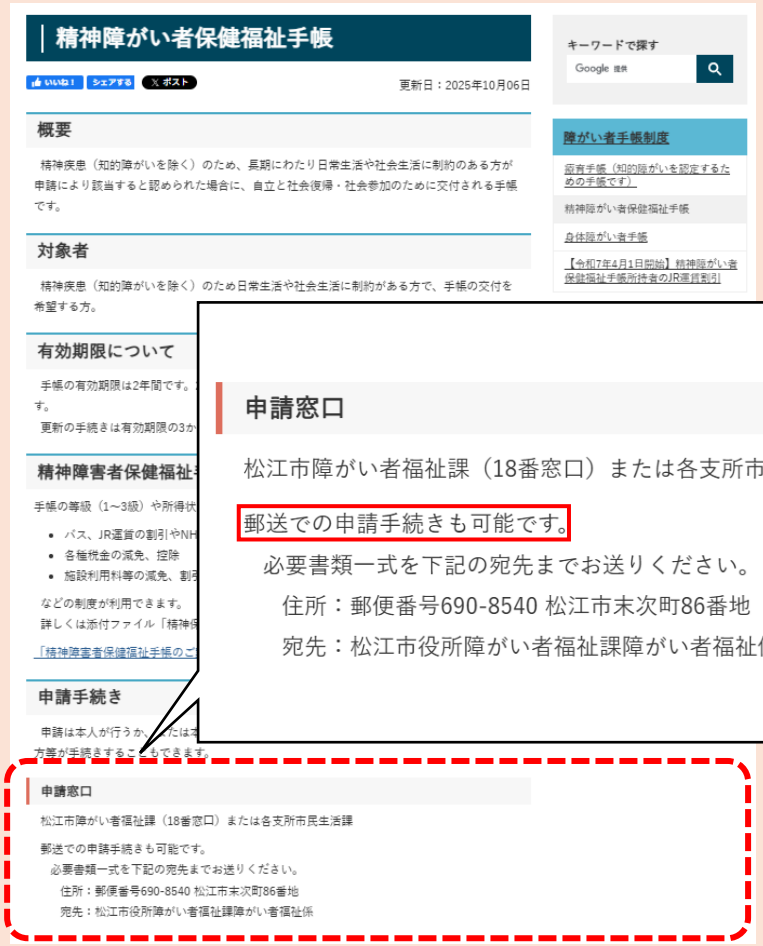


令和8年2月10日　会議風景

参考（郵送申請・交付に係る特徴的な事例①）

島根県松江市、広島県東広島市では、ホームページにおいて郵送申請を認めている旨を周知

松江市ホームページ





郵送での補正のやり取りが必要な申請者もいるが、窓口対応に要する時間に比べたら、郵送申請の方が事務的な負担は少ない。

東広島市ホームページ



申請者から郵送申請についてホームページで周知してほしいとの要望を受け、令和7年9月から市ホームページで周知。

ホームページ周知前後での郵送申請の件数は急増しておらず、事務負担に変化はない。郵送申請は申請件数全体の1割未満程度。

外出が難しい方や役所の開庁時に出向くことが難しい方が郵送申請を利用しているのではないか。



参考（郵送申請・交付に係る特徴的な事例②）

千葉県船橋市、大阪府高槻市では、郵送申請を推奨

船橋市ホームページ

精神障害者保健福祉手帳

X ポスト　シェアする 0　　更新日：令和7(2025)年7月18日（金曜日）　ページID：P009663

印刷する

一定の精神障害の状態にあることを認定するもので、2年ごとに更新が必要です。

手帳に鉄道運賃割引を受けるためのスタンプを押印します！

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が鉄道運賃の割引を受けるには「旅客鉄道株式会社等運賃減額区分」が記載されていることが必要です。現在、有効期限が令和8年12月31日までの精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で区分欄への追記がない場合は市でスタンプを押しますので障害福祉課へお持ちいただくか郵送してください。（有効期限が令和9年1月31日以降の手帳は写真添付欄の下に区分欄が印刷されています。）

郵送での申請を推奨しています！！

い。

郵送での申請を推奨しています！！

精神障害者保健福祉手帳のお手続きは、郵送での申請を受け付けています。
郵送での申請をご希望される方は、申請書等をこちらから印刷するか、
こちらのオンライン請求フォームからご請求ください。
記入した申請書等と必要書類（案内ページをご参照ください）を合わせて、障害福祉課精神医療係までご郵送ください。



郵送申請は全体の3割程度。窓口申請に比べ、業務量を見通しやすく、窓口で申請者を待たせることもないため、郵送申請の件数をもっと増やしたい。
郵送申請で不備があった場合に電話で説明するため、電話番号を必ず記載するよう注意喚起している。

高槻市ホームページ

精神障がい者保健福祉手帳のご案内

ページID：002525　更新日：2023年6月1日更新　印刷ページ表示

精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方の社会復帰・社会参加を促進することを目的とし、交付されます。
精神障がい者保健福祉手帳には、障害の程度により1級から3級の区分があり、有効期限は2年間です。
引き続き手帳の所持を希望する場合、2年毎に更新手続きが必要です。

生活保護を受給されている方は、手帳の交付や、等級が変更になった場合には、必ず、生活福祉支援課の担当ワーカーへお知らせください。

対象となる方

精神疾患（統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病等）を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方
初めて精神障がい者保健福祉手帳の交付を希望する方は、精神障がいに係る初診日から6か月を経過している必要があります。

手続き方法

申請区分に応じて、下記記載の必要書類をご用意いただき、障がい福祉課窓口へ提出、または郵送により申請ください。

申請書および診断書の様式

申請書
ンロー
プリン

障がい福祉課では郵送での申請をお勧めしております。

申請書類の送付先

〒569-0067

高槻市桃園町2番1号　高槻市健康福祉部障がい福祉課　精神障がい者保健福祉手帳担当　宛

障がい福祉課では郵送での申請をお勧めしております。ご不明な点は障がい福祉課へご連絡ください。

郵送申請は全体の2～3割程度。
申請窓口は混み合うことがあり、申請者を待たせることがあるため、申請者の利便性を考慮し、郵送申請を勧めている。



参考（郵送申請・交付に係る特徴的な事例③）

- 広島県及び広島市では交付決定通知書に郵送交付の案内を掲載
- 郵送交付を希望する者は、①交付決定通知、②宛先を記載し、かつ、所定の金額分の切手を貼った返信用封筒、③現在所持している手帳を郵送することで、郵送での交付が認められる。

広島県の交付決定通知書の様式

様

広　島　県　知　事
〒731-4311安芸郡坂町北新地二丁目3-77
総合精神保健福祉センター

精神障害者保健福祉手帳の更新決定について（通知）

精神障害者保健福祉手帳に係る申請について，手帳の更新を決定しました。
手帳の交付は，次の１又は２により行います。

１　窓口での交付
・交付時期　　年　月　日以降
・場　　所　市・町の手帳申請窓口
・必要なもの　この通知（下記受領書欄に記名したもの），お手持ちの旧手帳

２　郵送による交付
次の書類を 市・町の手帳申請窓口 に郵送してください。
・この通知（下記受領書欄に記名したもの）
・返信用封筒（あて先を記載し，１１０円分（定形郵便）又は４６０円分の切手（簡易書留郵便）を貼付したもの）
・お手持ちの旧手帳

（注）　この更新決定について，不服がある場合は，この更新決定があったことを知った日

２　郵送による交付
次の書類を 市・町の手帳申請窓口 に郵送してください。
・この通知（下記受領書欄に記名したもの）
・返信用封筒（あて先を記載し，１１０円分（定形郵便）又は４６０円分の切手（簡易書留郵便）を貼付したもの）
・お手持ちの旧手帳

受　領　書

精神障害者保健福祉手帳を受領しました。

令和　　年　　月　　日
申請者　住所
（代行者）
氏名

広　島　県　知　事　様

（注）広島県資料から抜粋、赤枠は当局が付したものである。

広島市の交付決定通知書の様式

交　付　決　定　通　知　書

令和　　年　　月　　日

様

広　　島　　市　　長
（広島市精神保健福祉センター）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を決定しましたので通知します。

ついては、精神障害者保健福祉手帳を交付しますので、
令和　　年　　月　　日以降、＿＿＿区役所厚生部福祉課（保健センター）に、次のものを持参し受領してください。（交付の日は、土曜日、日曜日、祝日、8月6日及び12月29日～1月3日を除きます。）

１　この通知書（下記受領書に氏名等を記載したもの）
２　既に交付された手帳がある場合は、当該手帳

なお、郵送による受領を希望される方は、上記１及び２に次のものを添えて上記福祉課宛てに送付してください。

普通郵便の場合
返信先の住所・氏名を記載した定形の返信用封筒に１１０円分の切手を貼付してください。

簡易書留の場合
返信先の住所・氏名を記載した定形の返信用封筒に４６０円分の切手を貼付してください。

この決定について、不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に広島市長

なお、郵送による受領を希望される方は、上記１及び２に次のものを添えて上記福祉課宛てに送付してください。

普通郵便の場合
返信先の住所・氏名を記載した定形の返信用封筒に１１０円分の切手を貼付してください。

簡易書留の場合
返信先の住所・氏名を記載した定形の返信用封筒に４６０円分の切手を貼付してください。

代理受領者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）広島市資料から抜粋、赤枠は当局が付したものである。